平成２６年（フ）第１２４６号
神奈川県茅ヶ崎市堤75番地７　サンマリノ堤202
債務者　細川　修一
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２５３号
横浜市港南区日野３丁目３番８号　ホワイトテラスＫ２－３号
債務者　西村　智恵
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３７７号
横浜市中区柏葉96番地15
債務者　五十嵐　渚（旧姓野田・高尾）
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６３４号
東京都昭島市玉川町２丁目５番16―205号
債務者　安藤　毅
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２４１号
静岡県浜松市中区富塚町1050番地の８　オーガスタＳ２―102号室
債務者　福井　勇
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第６９号
山口県岩国市車町３丁目18番30―３号
破産者　石黒　譲
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第１５７号
鹿児島県鹿児島市郡元町26番11号　成田マンション302号
破産者　山本　清次
1　破産債権の届出期間　平成26年９月24日まで
2　一般調査期日　平成26年10月22日午前11時
平成26年９月３日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１０１１号
神奈川県大和市福田3972番地99
破産者　宮崎　功夫
1　破産債権の届出期間　平成26年10月３日まで
2　一般調査期日　平成26年12月３日午後１時10分
平成26年９月３日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４３２号
京都府京田辺市河原東久保田３番地　15―411、前住所京都府城陽市寺田乾出北40番地の１　エスポワール壱番館208号
破産者　上井　文男
1　破産債権の届出期間　平成26年10月10日まで
2　一般調査期日　平成26年10月22日午前10時
平成26年９月４日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５７７号
埼玉県所沢市上新井３丁目28番地の７
破産者　田中　宏樹
1　破産債権の届出期間　平成26年10月17日まで
2　一般調査期日　平成26年11月26日午後４時
平成26年９月４日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１３２号
埼玉県川越市大字下赤坂649番地12
破産者　古川　豊勝
1　破産債権の届出期間　平成26年10月17日まで
2　一般調査期日　平成26年11月19日午前11時30分
平成26年９月４日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１１３８号
京都市山科区上花山桜谷１番地２　パデシオン夢ヶ丘116、申立時住所京都市右京区太秦乾町14番地の２
破産者　中村　正義
1　破産債権の届出期間　平成26年10月17日まで
2　一般調査期日　平成26年11月26日午後２時30分
平成26年９月３日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１５０号
滋賀県草津市追分南９丁目９番９号、前住所滋賀県草津市青地町230番地23
破産者　オクノ製作所こと　奥野　幸司
1　破産債権の届出期間　平成26年10月20日まで
2　一般調査期日　平成26年11月26日午前10時30分
平成26年９月３日　大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４８７号
岡山市南区藤田1046番地３
破産者　田中　律雄
1　破産債権の届出期間　平成26年11月４日まで
2　一般調査期日　平成26年12月10日午前10時40分
平成26年９月３日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４９８号
岡山市南区新保504番地１、旧住所岡山市南区新保507番地18
破産者　景山　芳久
1　破産債権の届出期間　平成26年11月４日まで
2　一般調査期日　平成26年12月12日午前11時
平成26年９月４日
岡山地方裁判所第３民事部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第１００３号
広島県安芸高田市向原町戸島八崎2749番１
清算株式会社　石川工業株式会社
代表清算人　中尾　正士
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
広島地方裁判所民事第４部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第２００５号
東京都新宿区新宿６丁目29番６号
清算株式会社　株式会社フェアパートナー
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第３００９号
大阪市北区西天満３丁目４番４号　イワイビル605号
清算株式会社　株式会社笠屋町不動産
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２６年（再）第１６号
大阪市中央区南船場３丁目８番15号、商業登記簿上の本店所在地奈良県大和高田市大字市場304番地の３
再生債務者　旭繊維株式会社
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後３時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年10月31日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成26年12月11日から平成26年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部